

# 令和7年度第1回那珂川市農業委員会会議録

令和7年4月7日、那珂川市農業委員会会長結城五子は、令和7年度第1回農業委員会総会を那珂川市都市整備部外会議室に招集した。

日 時 令和7年4月7日（月） 午前9時30分～午前10時42分  
場 所 都市整備部 外会議室

## 1. 議事録署名人

2番 高橋 堅

3番 山崎美代子

## 2. 議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地転用計画変更承認申請について

議案第5号 非農地証明願について

議案第6号 令和7年度最適化活動の目標の設定等について

## 3. 報 告

報告第1号 専決処分について

農地法第3条の3第1項の規定による届出書（相続）について

4. その他 ①令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について

②那珂川市鳥獣被害防止対策協議会委員の推薦について

③任期満了までの現地確認について

④互助会費の返金について

## 5. 出席委員

農業委員

会長 結 城 五 子

2番 高 橋 堅

4番 白 水 正 彦

6番 上 野 信 之

1番 佐 伯 隆 嘉

3番 山 崎 美代子

5番 内 野 学

7番 佐 伯 久 典

農地最適化推進委員

1番 久 我 一 徳

3番 八 尋 博 基

2番 添 田 英 一

4番 真 鍋 利 明

6. 欠席委員

農業委員

なし

農地最適化推進委員

1名

6. 事務局

農業委員会事務局

事務局長 上 溝 朋 之

係 長 手 嶋 雄美子

書 記 小 熊 宏 弥

## 午前9時30分 開会

### ○議長

皆さんおはようございます。令和7年度第1回那珂川市農業委員会総会を開会いたします。

本日がこのメンバーでの総会は最後となりますので、よろしく申し上げます。

では、審議に入ります前に議事録署名人の指名を行います。2番の高橋堅委員と3番の山崎美代子委員に議事録署名人をよろしく申し上げます。

では、議事に入ります。

議案第1号、番号1、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

### ○事務局

それでは、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

議案書の2ページをお願いします。資料編も2ページになります。

譲渡人と譲受人の氏名、住所、申請地の所在地、地目、面積等は議案書に記載のとおりです。

契約の内容は贈与による所有権の移転です。譲渡人と譲受人の関係は親子になります。

3ページを御覧ください。

3ページですが、所有農地が6,376平米ございます。

議案書の7ページ、営農計画書をお願いします。

申請理由については、現所有者が管理し切れないため、贈与の意向を受けて取得することとなったとのことです。

作付計画は水稻で、出荷先はJA筑紫となっています。

農作業に従事する世帯員等は、本人のほかに譲渡人の父と弟の3名です。

8ページをお願いします。

農機具はトラクターを所有しており、譲渡人の自宅に保管しています。田植機、コンバインは親族より借用となっております。

通作方法等は、通作距離が16キロ、所有時間は約30分、交通手段は自家用車となっております。

農業経験については、家業である農業を10年前から手伝っており、現在は水稻50アールを作付しているとのことです。

9ページ、10ページは登記事項証明書、11ページが字図、12ページが位置図、13ページが通作図です。

それでは、資料編の1ページをお願いします。

今回の申請につきましては、こちらに記載の判断基準の農地法第3条第2項の第1号から第6号の規定に該当しないため、3条の許可条件は満たしています。

事務局からの説明は以上です。

### ○議長

それでは、担当の推進委員の意見をお願いします。

## ○推進委員

3月10日の日に現地の確認をいたしました。贈与ということでございますので、継承をされるということで問題はないと判断して印鑑を押した次第です。

以上です。

## ○議長

ありがとうございます。

それでは、何か質疑がある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

## ○議長

それでは、質疑がないようですので、採決を行います。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

## ○議長

全員賛成により、議案第1号、番号1は許可することに決定しました。

次に、議案第2号、番号1、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

議案第2号、番号1、農地法第4条の規定による許可申請についてを説明します。

議案書の15ページをお願いします。資料編は3ページをお願いします。

農地法第4条第1項の規定による許可申請書になります。

1、申請人の住所、2、許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積等は申請書に記載のとおりです。

3、転用計画は、(1)農業用倉庫、理由の詳細は、農機具や肥料等の保管場所を確保し農作業の効率化を図るためとなっています。(3)利用期間は、許可後から永年となっています。

議案書16ページが土地の登記事項証明書、17ページが字図、18ページが位置図になります。

そして、19ページが資金計画書、20ページが預貯金の残高証明書です。

21ページが事業計画書、22ページが被害防除計画書です。

続きまして、農地区分について説明します。

資料編3ページをお願いします。

第3種農地の要件の一つに、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えていることというものがあります。街区とは、認定道路、鉄道の線路、その他恒久的な施設または河川、水路によって区画された地域になります。

資料編3ページの航空写真の赤線で囲んだところが街区になりまして、この宅地率は約52%で、40%以上の要件を満たしておりますので、申請農地は第3種農地と判断できます。第3種農地は原則許可になりますので、代替地の検討は不要です。

次に、議案書の23ページが水利関係承諾書、24ページが農地転用事前協議の回答、25

ページが文化財確認願についての回答です。

26ページ、27ページが図面になります。

説明は以上になります。

#### ○議長

それでは、担当は私ですので、意見を述べます。

3月13日4時頃、検見いたしました。

資料のとおり、手前の広い部分に農機具倉庫を建てたいとのことで、奥のほうの狭いところは自家用野菜の畑にでもしようということでありました。自宅の農業倉庫ということで、別に問題はないかと判断いたしました。

以上です。

何か質疑がある方は挙手をお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長

それでは、質疑がないようですので、採決を行います。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

#### ○議長

全員賛成により、議案第2号、番号1は許可することに決定しました。

次に、議案第3号、番号1、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

#### ○事務局

議案第3号、番号1、農地法第5条の規定による許可申請についてを御説明します。

議案書の29ページをお願いします。資料編は4ページを御覧ください。

農地法第5条第1項の規定による許可申請書になります。

1、当事者の住所、2、許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積等は申請書に記載のとおりです。

3、転用計画は、転用の目的が宅地造成、住宅の敷地拡張、理由の詳細は敷地拡張のためとなっています。

(3)利用期間は許可後から永年です。

契約の内容は売買、土地の交換による所有権の移転です。

議案書30ページが土地の登記事項証明書、31ページ、32ページが字図、33ページが位置図です。34ページが資金計画書、35ページが預貯金の残高証明書になります。

続きまして、農地区分について説明します。

資料編の4ページを御覧ください。

申請地の農地区分は、まず、第3種農地の基準には該当しません。農地の広がり約3.7ヘクタールで、第1種農地にも該当しません。第1種農地、第3種農地、どちらにも該当しないため、申請農地は第2種農地と判断できます。第2種農地ですが、既存の敷地の拡張の場合は代替地の検討は不要です。

議案書に戻りまして36ページ、こちらが水利関係承諾書、37ページが農地転用事前協議の回答、38ページが文化財確認願についての回答です。申請時点で既に事前着工を行っておりましたので、39ページ、こちらの始末書を添付いただいております。

40ページから42ページまでが各種図面になります。

説明は以上になります。

**○議長**

それでは、担当の委員の意見ををお願いします。

**○農業委員**

3月10日に家屋調査士と現地を確認しました。宅地そのものが不整形であるということで、広げたいということでした。

そのときに、境界杭が何点か見当たりませんでした。というのが、重機が入ってそこを整地されていまして、そのときに、農業委員会事務局から注意がありますよという話をして別れたところでした。それが、最後の39ページの始末書になっていると思います。

概況は以上です。

**○議長**

それでは、何か質疑がある方は挙手をお願いします。はい、どうぞ。

**○農業委員**

この始末書を読むと、中ほど、「工事は直ちに停止し、農地転用許可を受けた後に工事を再開する」と書いてありますが、これを出された後、事務局は現場を確認されてありますか。

**○事務局**

現地確認は、申請書が出た後すぐに行っております。その時点では工事は中止をされていたということを確認しております。

**○農業委員**

私はここをよく通るのですが、日にちははっきりしないんですが、この当時だったろうと思うんですけど、石をいっぱい並べて、ああ、これは石垣をするんだなという状況は見えるようになっていました。でも最近では、この字図を見ると左側のこの直線、この赤の部分に大体石垣は終わっています。あの頃から随分進んでいるんですよ。結局、始末書を出せば、それでいいのでしょうか。許可はまだ下りていないですよ。

**○事務局**

事務局のほうからは、工事を中止して、許可後に再開をしてくださいということで御指導をさせていただいております。

実際、そうでなかった状況があったということですので、再度提出いただいた申請者、代理人の方に、こういったことがないようにということで指導はさせていただきます。

**○農業委員**

もうほとんど出来上がっていますよ。

以上です。

○議長

最初の取りかかりが、全然許可なくしてあるからですね。

○農業委員

うん。だから、その時点でもうストップしないといけないですよ。

○議長

はい。

○農業委員

それを続けてずっとやっとするわけですよ。

○議長

それでは、今後気をつけてください。よろしくお願いします。

他に何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

それでは、質疑がないようですので、採決を行います。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長

賛成多数でありますので、議案第3号、番号1は許可することに決定します。

次に、議案第3号、番号2、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案第3号、番号2、農地法第5条の規定による許可申請についてを説明します。

議案書は44ページ、資料編は5ページになります。

農地法第5条第1項の規定による許可申請書になります。

1、当事者の住所、2、許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積等は申請書記載のとおりです。

3、転用計画は、(1)転用の目的が資材置場・駐車場。理由の詳細は、新規開業により資材置場・駐車場が必要になったためとなっています。

(3)利用期間は許可後から3年間、更新ありとなっています。

契約の内容は賃貸借権の設定です。

議案書45ページ、46ページが土地の登記事項証明書、47ページ、48ページが字図、49ページが位置図になります。

50ページが資金計画書、51ページが譲受人の法人の預貯金の残高証明書になります。

52ページが事業計画書、53ページが法人の登記事項証明書、54ページが被害防除計画書です。

被害防除計画の(1)排水計画の雨水排水につきましては、水路放流。汚水処理、生活雑排水については、なしとなっています。

(2)用地造成に伴う被害防除措置については、その他で碎石敷きとしています。

続きまして、農地区分について説明します。

資料編の5ページを御覧ください。

申請地の農地区分は、まず、第3種農地の基準には該当しません。農地の広がり約0.2ヘクタールとなっており、第1種農地にも該当しません。1種、3種どちらにも該当しないため、申請農地は第2種農地と判断できます。

第2種農地ですので、議案書55ページに代替地検討表を添付しております。代替地については、地権者との交渉不成立を理由に不採用としています。

56ページが水利関係承諾書、57ページが農地転用事前協議の回答について、58ページが文化財確認願についての回答、59ページ、60ページが各種図面になります。

説明は以上になります。

**○議長**

それでは、担当の委員の意見ををお願いします。

**○農業委員**

3月14日に書類をお持ちいただきまして、現地のほうは3月16日に確認に行きました。申請理由が農地転用ということでございますので、現地のほうを見ますと、字図も分かりますように、○側は山つきでございます。○側が宅地であるような状況の地域であります。市街化調整区域内で、現況はもう休耕地であります。また、畑等は不向きで、日当たりもよくないような現状でございます。

話を聞きますと、現地のほうは作業所の資材置場、駐車場として利用するというので、土砂もかさ上げの予定で、道路と同じレベルまで工事を予定しているということでございました。

こちらのほうとしては問題ないということで判断いたしましたので、報告します。

以上です。

**○議長**

ありがとうございます。

それでは、何か質疑ある方は挙手をお願いします。はい、どうぞ。

**○推進委員**

59ページの図面を見ますと、右側にため池がありますね。実際、これはため池に水はたまっていますか。

**○農業委員**

そこまで行けなかったんです、申し訳ないです。

**○推進委員**

ちょっと心配したのが、今の説明で、上にため池があるんですね、この図面から見ると。

**○農業委員**

そうですね。

**○推進委員**

だから、ため池を利用して多分下の田んぼとか耕作してあったのだらうと思うんですね。

ため池ですから、大雨が降ったときなんか当然、水が満水してあふれるような形もあるだろうと思うんですね。排水がどういうふうになるのかなと、埋立てをするということであればですね。

#### ○農業委員

当初はそちらのほうから、このため池のほうから水路を利用してたんじゃないかなと思いますけど、現況はもうほとんどやぶみみたいな状況です。

上のため池までは見ていないんですけど、恐らくもうここはため池が埋まったような状態じゃないかなと、今の状況から見たらですね。もうほとんどやぶになっていましたので。池自体も、もうほとんど利用していなかったんじゃないかなと思います。

その点につきましては、地元の水利委員のほうの確認もございましたので、水路は既設水路を利用するということでもございましたので、私のほうも許可ということでも判断しました。

以上です。

#### ○議長

ため池は現在使用されていないし、水害的な要素はないということと、今回、道並みにかさ上げされるということですので、水害の被害はどうかと思いますけど、そこら辺、もう一度確認をお願いします。

ほかに何か質疑がありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長

それでは、質疑がないようですので、採決を行います。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

#### ○議長

全員賛成により、議案第3号、番号2は許可することに決定しました。

では、次に、議案第4号、番号1、農地転用計画変更承認申請について、事務局から説明をお願いします。

#### ○事務局

議案第4号、番号1、農地転用計画変更承認申請について説明します。

議案書の62ページをお願いします。資料編は6ページをお願いします。

令和5年6月14日付で農地転用許可を受けた土地についての変更申請となっております。申請人の住所、氏名、土地の所在等は申請書記載のとおりです。

運用目的は自己用住宅で、変更理由は資金計画の変更及び河川の復旧工事による工期変更のためです。

当初、平屋の住宅を建築予定でしたが、2階建てへと変更されるとのことで、資金計画を変更されています。また、隣接する河川が大雨により被災し、復旧工事を行う必要があったため、着工時期が延期されたとのことです。

63ページが資金計画書、64ページが融資の事前審査結果、65ページが水利関係承諾書、

66ページから68ページまでが各種図面になります。

農地転用による隣接地等への影響は変更前と変わらず、変更承認の要件は満たしております。

説明は以上になります。

**○議長**

質疑はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長**

それでは、質疑がないようですので、採決を行います。

決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

**○議長**

全員賛成により、議案第4号、番号1は承認されました。

次に、議案第5号、番号1、非農地証明について、事務局より説明をお願いします。

**○事務局**

議案書の70ページをお願いします。資料編は10ページをお願いします。

願出人の住所、氏名、土地の所在地などは議案書に記載のとおりです。

71ページから74ページまで関係書類を添付しております。

願出の土地はもともとJRの社員寮の敷地につながる道路の一部であった土地で、現在は市の所有となっています。

資料編の8ページをお願いします。

申請地については、第3、非農地証明書の発行基準の(2)のアからカの要件を満たしております。

説明は以上になります。

**○議長**

それでは、担当の委員の意見をお願いします。

**○農業委員**

3月19日、農業委員会の事務局と現地の方を確認させていただきました。

現況は一般道となっており、舗装もされておりました。

それから、この申請書は、要は昔の公衆用道路を、狭いために両サイドを拡幅したものと推定されます。この両サイドのもともとの地目が田であり、所有が、現況は那珂川市となっております。

ですから、農業委員の確認としては、現況は道路、アスファルト舗装された一般道ということの確認できましたけれども、その経緯というのは、今現在まで、これが非農地証明を取られるのかということ、この登記簿等々を見ますと、確かに、20年以上、いつなつたかというのは、道路ができたかというのはこれではよく分かりませんが、恐らく建設省と書いてあるところから、道路が、この団地ができた頃からの一般道として通行できないために道路を造られたものと思われま

農業委員の判断としては、もう現況がアスファルト道路になっておりますので、その確認のみで、非農地ということは言えますけれども、それまでの経緯というのは、私には分かりません。

以上です。

**○議長**

何か質疑がある方は挙手をお願いします。はい、どうぞ。

**○農業委員**

市有地にはなっておりますけれども、地目が田で残っていますね。

数年前まではまだこういう状態で、書類そのままずっとやってきて、最近は何か地目変更をして道路敷きとするとか、何かそういうのもちょっと聞いたことあるんですが、市としては、これを地目変更をしていくというようなことは、予定としてはどうなっているんですか、今は。

**○事務局長**

前任が建設課でしたので、道路を買収させていただいたりというふうなところがありましたので、御報告させていただきたいと思います。

道路買収のときには、地目が田んぼのところであったり宅地であったりというふうなところがございますが、そちらのほう、必ず地目変更するというふうなところにはなっておりませんので、道路敷きになった後、田のままであったりというふうなところが多くなっております。

以上でございます。

**○議長**

はい、どうぞ。

**○農業委員**

今後それを所有地として、田んぼ等あるなら、今度の許可を取って、道路敷にはなるんですけど、地目が田んぼであれば、またその辺の変更をやっていく必要もあるんじゃないかなと思うんですが、その辺りはどうなんですか。

**○事務局長**

その辺りにつきましては、建設課等々も協議をさせていただきながらというふうなところで思っています。

以上でございます。

**○議長**

よろしくをお願いします。

ほかに質疑はないでしょうか。はい、どうぞ。

**○農業委員**

こういったのは昔の国策で、やっぱり土地収用法に関係するものでやはり道路、極端な言い方したら通れないから無理やり造ったと。だから、これはもう国策の一環でこういうふうになったというような状況なんですか。そういうふうな判断なんですか。

**○事務局**

もともと国、ですので、国有地として寄附を受けて転用をされたという経緯になっております。その当時、土地収用法によるものだったかどうかというのは、分かりません。農地転用が公有地の場合は不要ですので、こういった経緯があつてということは、農業委員会事務局のほうでは記録が残っていないんですよ。ただ、登記法上、公有地については地目変更が義務づけられていないので、いまだに田として残っているという状況でございます。

○議長

よろしいでしょうか。

○農業委員

もう一つ追加でいいですか。

○議長

はい、どうぞ。

○農業委員

先ほどの件ですけど、道路敷きがさっきそのままになっている場合があると。その辺りを整理してもらったほうがいいなと思いましたので、ここで言うておきたいと思います。

○議長

よろしいでしょうか。よろしくをお願いします。

ほかに、何か質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

それでは、質疑がないようですので、採決を行います。

賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成により、議案第5号、番号1は承認されました。

次に、議案第6号、番号1、令和7年度最適化活動の目標設定について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案書は76ページになります。

農林水産庁通知に基づきまして、毎年度4月末までに、最適化活動の目標設定をする必要がありますので、令和7年度の目標の案を説明させていただきます。

76ページのⅠの農業委員会の状況については、こちらは記載のとおりですので、説明は割愛させていただきます。

77ページをお願いします。

説明の前に1点、議案書の数値の修正があります。77ページ上段の(1)農地の集積、②目標の表の中にある今年度の新規集積面積が27.6ヘクタールとなっておりますが、正しくは30.8ヘクタールです。修正をお願いします。

それでは、Ⅱの最適化活動の目標について説明します。

(1)農地の集積、①現状及び課題についてです。

現状は、管内の農地面積が350ヘクタール、これまでの集積面積が64ヘクタール、集積率は18.3%。課題としては、中山間地域等の耕作条件が悪い農地について、借手がない。担い手への集積が少しずつ進んでいるが、分散錯圃の解消にまで至っていないとしております。

次に、②目標です。

市町村で策定している農業経営基盤強化促進に関する基本構想の目標年度と合わせて、目標年度は令和13年度としております。

現状が18.3%で、令和13年度に国が目指す80%にするため、毎年度約8.81%ずつ上げる計画としています。今年度末の集積率の目標は、表の右下に記載の27.1%で、逆算して新規集積面積の目標は30.8ヘクタールとなります。

続いて、(2)遊休農地の解消についてです。

①現状及び課題です。

直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況として、1号遊休農地は2.2ヘクタール。うち、緑区分の遊休農地面積が2.2ヘクタール、うち、黄区分の遊休農地面積が0ヘクタールとなっています。

課題としては、耕作条件が悪い中山間地域を中心に、遊休化していると記載をしております。

続いて、②目標です。

目標につきましては、米印にありますとおり、緑区分の遊休農地のうちの解消目標は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積とすることとガイドラインにありますので、令和3年度の利用状況調査の緑区の遊休農地面積は3ヘクタールとなっておりますので、その5分の1であります0.6ヘクタールを目標にしております。

bの黄区分の遊休農地の解消につきましては昨年発生しておりません。

イ、新規発生遊休農地の解消については、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積が指標になりますが、こちらは前年度に新たに発生した緑区分の全面積を目標とすることとなっておりますので、その面積が0.6ヘクタールになりますので、0.6ヘクタールに設定しております。

78ページをお願いします。

(3)新規参入の促進についてです。

①現状及び課題です。

現状は、令和4年度新規参入者が2経営体で1ヘクタール、令和5年度新規参入者が4経営体で0.9ヘクタール、令和6年度新規参入者が4経営体で0.7ヘクタールとなっております。

課題としては、優良農地については担い手への集積が進んでおり、空き農地がないということと、貸付け意向がある農地は、中山間地域など耕作条件が悪い農地が多いことを記載しております。

続いて、②の目標です。

目標は新規参入者への貸付け等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積が指標になります。こちらは下の米印の2つ目にありますとおり、目標面積は、過去3年間の権利移動面積の平均の1割以上を記載することとなっています。過去3年間の権利移動面積は平均が18.9ヘクタールですので、その1割、1.89ヘクタール以上であればいいのですが、現状紹介している農地面積が4.8ヘクタールありますので、0.2ヘクタール増やすことを目標とし、5ヘクタールとしております。

続いて、2、最適化活動の活動目標です。

(1) 推進員等が最適化活動を行う日数目標。1人当たりの活動日数目標は月6日、最適化活動を行う農業委員の人数7人、農地利用最適化推進員の人数5人としております。

農業委員の人数が、前年度は1番委員と3番委員を除く6人としておりました。前年度は1番委員と3番委員については、ほかの担当委員が当事者となる場合などに代わりに確認を行っていただくこととしておりましたが、今度の改選後の新体制では、中立委員以外の農業委員については担当地域を割り振るようにしたいと考えております。そのため、農業委員を7人としております。

続いて、(2)活動強化月間の設定目標です。活動強化月間の設定回数が3回、1月、2月、3月に設定しております。

(3) 新規参入者相談会の参加目標は1回としております。相談会の内容としましては、筑紫地区農業振興協議会、これは筑紫農協と、県の普及指導センターと、筑紫地区の5市の農政部局で構成している組織ですが、そこの新規就農支援班が新規就農を希望される方を対象に相談会で実施しております。この相談会で那珂川市の対象者がいた場合に担当推進員と出席をしまして、担当地区の農業の状況等を説明するということを目標に設定しております。

令和7年度最適化活動の目標についての説明は以上になります。

○議長

何か質疑がある方は挙手をお願いします。目標設定についてはよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

それでは、質疑がないようですので、採決を行います。

賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成により、議案第6号、番号1は承認されました。

次に、報告事項です。

事務局長の専決事項として処理が終わっている内容です。事務局より報告をお願いします。

○議長

議案書の79ページを御覧ください。

報告第1号、番号1、専決処分について。

農地法第3条の3第1項の規定による届出書について報告します。

議案書80ページ、81ページが届出書で、相続による所有権取得になります。

資料編は11ページになります。

報告については以上です。

○議長

報告について、質疑がある方は挙手をお願いします。質疑はよろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

では、その他、事務局より説明をお願いします。

○事務局

〔その他、事務連絡〕

○議長

ありがとうございました。

それでは、本日をもちましてこのメンバーでの委員会が最後ということで、3年間大変お世話になりました。未熟者ではありましたが、皆様方の力強い協力や事務局のスタッフの皆さんからいろいろ教えていただき、大変勉強にもなりましたし、3年間勤めることができました。改めて感謝とお礼を申し上げます。ありがとうございました。

今後は、委員会で経験した知識を持って地域のリーダーとして活躍されますことをお願いいたします。それと、お体には十分注意してお励みください。3年間本当にありがとうございました。

これをもちまして本日の総会を閉会といたします。

次回は5月9日、9時半から新しい委員さんが参加となって総会が行われます。お疲れさまでした。ありがとうございました。

午前10時42分 閉会